◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

デュッセルドルフ IP カンファレンス 2008 特集号(Vol.24)

2008 年 4 月 30 日 JETRO デュッセルドルフセンタ-

今号の欧州知的財産ニュースは、通常のスタイルを変更して、去る3月3日ホテルニッコーデュッセルドルフにて開催された「デュッセルドルフIPカンファレンス2008」(JETROデュッセルドルフセンター主催)の講演概要を特集してお伝えいたします(プログラムはこちら。)。

このカンファレンスでは、欧州知的財産分野で活躍する各界の第一人者を招き、欧州の知的財産制度の中で、特に我が国産業界にとっても関心が高い議題を中心に取り上げ、欧州各地や日本から100名以上の方々のご参加を頂きました。

また、一部の講演資料についてもアップロードしております。なお、紙媒体での配布が可能な資料もございます。ご希望の方は、講演者名及び講演テーマをご指定の上、patent_tcd@jetro.go.jp までご請求ください。



欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jpまでお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

≪ イントロダクション ≫

1. 欧州における知的財産制度概観 北村 弘樹 JETRO デュッセルドルフ産業財産権調査員 講演資料参照。

≪ セッション1:欧州 での模 倣 品 /海 賊 版 対 策 について≫

モデレータ: 柚岡一明 JETRO デュッセルドルフ所長

第1のテーマとして、欧州で活動する日本企業が直面する模倣品・海賊版対策を取り上げた。ドイツ反模倣品団体による活動の取組み、日本企業及び欧州企業による模倣品被害への取組み、弁護士による法的観点から見た対応策について、各プレゼンターの豊富な経験に基づく講演が行われたほか、欧州での水際摘発に必要な中国発の模倣品の出荷情報をどのように把握するかについての講演と共に、昨今日本企業の進出著しいロシアでの知財情勢及び模倣品対策についても紹介してもらった。このように、模倣品・海賊版問題に関し、欧州における実務的対応策への理解が深まると共に、欧州とは切り離せない中国・ロシアについても知見が得られる構成とした。

1. 反模倣品団体の取組み

Doris Möller ドイツ反模倣品・海賊版団体 (APM) 代表

- ・ APM (Aktionskreis Deutsche Wirtschaft Gegen Product und Markenpiraterie e.V.) は、1997年 10月、ドイツ商工会議所、産業界連盟、ブランド保護団体のイニシアティヴにより設立された反模倣品・海賊版団体。会員は、自動車、自動車部品、流通、電子電気機器、化粧品、医薬等の様々な産業セクターから82社。
- ・ 衣服, 車などの実例を見せつつ, 模倣品の実態を紹介。
- ・ 5年前当時は、蚤の市、アウトレット、輸出入専門店などに模倣品が出回っていたが、最近では出回っている数は減っている。しかし、最近では、インターネット上での売買、特にオークションで出回っている数が増えている。
- ・ 主な活動として、ロビーイング活動がある。ドイツ国内, EU の民事的・刑事的制度 に対して非常に強い働きかけを行っている。
- 警察・裁判所・税関と密な連絡を取り合っている。
- ・ 2006年に中国の模倣品問題対策としてチャイナデスクを設置。
- 消費者の模倣品意識向上キャンペーンを行っている。

講演資料はこちら。

2. 日本企業の取組み

鈴木 康友 キヤノン・ヨーロッパ欧州知財部長

・ インクカートリッジなどのキヤノン製品の模倣品を紹介。既に使用期限切れの製品

を再利用する模倣品もある。

- ・ バッテリーなど、安全性に問題のある模倣品がオークションサイトなどで出回っている。CIPA (カメラ映像機器工業会)のホームページでは、バッテリー模倣品について周知活動を行っており、英語、日本語、中国語に加え、フランス語、ドイツ語、ロシア語でのページが用意されている。
- ・ 模倣品対策のロビーイング、啓蒙活動を活発に行っており、様々な機会で講演など を行っている。
- ・ 模倣品の業者は巧妙になり、摘発を困難な方向へ進めている。輸送時に純正品と混ぜることも行う。また、安い値段が模倣品の発見のバロメータでもあったが、値段も純正品と同じにすることが多くなった。
- ・ 模倣品対策は、社内体制の整備、特に企業トップの認識が必要。予算をきちんとつ けて対応できるようにする。
- ・ JETRO や政府に協力を求めることも重要。

3. 欧州企業の取組み

Ken Bonefeld-Nielsen ソニーエリクソンモバイルコミュニケーションズ模倣品対策マネジャー

- ・ 模倣品の一番の問題は消費者の安全に有害ということ。昨年,モトローラのバッテリー模倣品での爆発による死亡事故が中国で起こった。利潤を高くするため,安全装置を取り外している模倣品がある。
- ・ 純正品を出していない市場にも、模倣品は出回っている。
- ・ 模倣品対策は経営陣のサポートが必要。社内での意識向上も必要。
- ・ 模倣品及び純正品に関するコスト分析, リスク分析が必要。
- ・ 税関に対しては、密接な関係が必要であり、各国ごとにコンタクトパーソンを置く 必要がある。ドイツの税関は優秀。
- 法律事務所をうまく利用すべき。

4. 欧州弁護士事務所の取組み

Ulrich Blumenröder グリュネッカー、キンケルダイ、シュトックマイアー&シュバンホイザー法律特許事務所弁護士

- ・ 模倣品は決してなくならない。企業にとってのゴールは、自社の模倣品をなくすこと。模倣品メーカーは、対策をとらない企業の商品を模倣する。
- ・ 模倣品対策は情報が重要。特に、模倣品メーカーの名前、住所。これが分かれば様々

な法的措置に有効。

- ・ 主要な法的措置の1つとして、仮差止めがある。これは裁判所が決定するもので、 被疑者の出頭が不要であり、迅速に対応が可能。通常は、申請から2日後に裁判所 が決定を出す。しかし、手続きについても迅速に行う必要があるため、権利者は迅 速に対応できる体制が必要。
- ・ 主要な法的措置の1つとして、刑事手続きがある。検察・警察・税関スタッフが見本 市において模倣品を差し押さえることも可能。
- ・ 水際措置も迅速性が必要。48 時間で対応しなければならない。迅速な判断をすることができる組織が必要。税関にとって情報が重要。
- ・ 模倣品メーカーが相手の場合,悪者であることが明確なため,和解という手段はなく,強い対抗措置を取ることとなる。
- ・ 一般大衆の意識向上が重要。一例として「プラギアリアス賞 (Plagiarius Award)」 を設け、年に一度、その年に最も巧みな模倣品に対して表彰しているという方策もある。

講演資料はこちら。

5. 中国

土屋 晶義 JETRO 北京 知財アドバイザー

- ・ 中国からの輸出品に対する税関の摘発数は非常に少ない。権利侵害がない状態で出 荷し、他国で商標を付加するなど益々巧妙化している。
- ・ 中国と欧州の税関の摘発内容(知財権や品目)には一致点,相違点があることに留 意が必要。
- ・ 2001年のデータによると、欧州での模倣品の約86%が中国から出荷されている。
- 中国で模倣品出荷に関する情報を得ることは簡単なことではない。
- ・ 前提条件として,税関差止は税関からの連絡から2日で差止の是非を判断しなければならず,その体制及び簡便な真偽判断手法が必要。税関を全面的にサポートする 体制も必要。
- ・ 模倣品出荷に関する情報を得る手法として、欧州で模倣品がないか確認し、それらの出荷元を探る手法がある。中国には出荷元を調査する調査会社もある。それにより、出荷情報を得ることが可能。また、中国の市場や展覧会で模倣品を調査することも重要。
- ・ 模倣品の販売がインターネット上で行われるようになり、輸入も飛行機輸送による 小包が増え、税関での差止めが更に難しくなった。
- 模倣品を購入する人がいなければ模倣品の製造・販売はない。したがって、消費者

の意識向上も重要。

- ・ 模倣品対策として,第一は,知的財産権を取得すること。また,正規品の輸入・流 通ルートを把握・管理することも一手法。
- ・ 全社レベルの知的財産保護の仕組みをつくり、全社一丸となって、模倣品対策にあ たる必要がある。

6. ロシア (Russia)

Olga Barannikova, CIPR (知的財産権連合) ロシア代表

- ・ CIPR は、非営利団体であり、ロシア及び CIS 諸国の 36 の専門職団体及び業界団体 と 13 の権利者で構成されている。また、ロシア、CIS 諸国及びバルト三国の知財 当局と協力関係を有している。
- ・ ロシアの知財関連法令は、民法第4部にまとめられた。今年の1月1日に発効。また、関税法にも知財関連条項がある。
- ・ 権利侵害された場合の選択肢は、民事手続、行政手続、刑事手続がある。それぞれ に長所・短所があるので、通常はそれらを組み合わせて対応する。
- ・ ロシアにおける模倣品対策としては、まずロシアで商標などの権利を取得する。そして、税関に権利を登録する。また、ロシア当局とのコンタクトパーソンとして、 模倣品対策の知識を持っている人を配置する必要がある。
- ・ 純正品に模倣品が混じらないように、販売業者、輸入業者を少ない数に制限し、定期的に市場モニターをする必要がある。
- ・ 積極的に執行機関に協力し、情報提供する必要がある。

講演資料はこちら。

≪セッション2:欧州での知的財産の戦略的利用≫

モデレータ: 柚岡一明 JETRO デュッセルドルフ所長

第2のテーマとして、欧州での知財のさらなる活用にスポットを当てた。昨年12月に施行された EPC2000(2000 年改正欧州特許条約)の重要な改正点、EUワイドの権利でありながら日本企業の利用率が低い共同体商標・意匠制度、及び、欧州において侵害品を発見した際の対応/侵害と警告された際の実務的なアドバイスについて、講演が行われた。

1. EPC2000

Gottfried Klitzsch, グリュネッカー, キンケルダイ, シュトックマイアー&シュバンホイザー法律特許事務所欧州特許弁護士

- ・ EPC2000 は,2007年12月13日に発効。以下,EPC2000のポイントを説明。
- ・ 出願要件の緩和。指定国が全指定となった。また、どのような言語でも出願が可能 となった(後に翻訳文の提出は必要。)。さらに、特許請求の範囲がなくとも出願日

が認定されるようになった。加えて,以前の出願を参照して出願することが可能に なった。また,期限徒過の救済要件も緩和された。

- ・ WTO 加盟国も優先権主張可能となった。優先権書類の翻訳文の提出は、EPO が要請した場合のみとなった。優先権主張は優先日から 16 月以内となった。
- ・ Euro-PCT 出願における単一性違反の場合の補充的調査報告制度は廃止。
- ・ 指定国に関わらず、欧州出願は先行技術と取り扱われる。
- 第2医薬用途クレームが可能となった。
- ・ 欧州特許の付与後の限縮が可能となった。

講演資料はこちら。

2. 欧州共同体商標・意匠制度

Martina Schneider, OHIM (欧州共同体商標意匠庁, EU)

- ・ OHIM は EU の正式機関であり、所在地はスペインのアリカンテ。職員数は約 700 人。手続の公用語は 5 ヶ国語(英語, 仏語, 独語, イタリア語, スペイン語)であり、登録後は、EU 公用語のうち 22 ヶ国語に OHIM が翻訳した公報が発行される。
- ・ 欧州では、国内制度、国際制度及び共同体制度の3つの制度が並存しているという 複雑な状況がある。
- ・ 共同体商標権及び共同体意匠権は、1つの出願、1つの審査でEU加盟の27カ国で1つの権利が発生。裁判も共同体の裁判所で行われる。各国の特許の束とするよりも、共同体商標・意匠のほうがコスト的に有利。
- ・ 電子出願可能。商標検索などの様々なデータベースを公表。
- ・ 音譜による音の商標は登録可能。匂いの商標の登録可能性は討議中。
- ・ 各国商標庁による先行商標調査はオプションになり、短期での登録が可能となる。
- ・ 今年中に料金引下げの可能性があるが、政治的問題となっている。
- ・ EU 内1つの国で商標を使用していれば、共同体商標の使用条件はクリア。
- ・ 非登録共同体意匠 (EU 内最初の開示から最大 3 年の保護) と登録共同体意匠 (出 願から最大 25 年の保護) がある。
- ・ 登録共同体意匠は無審査で登録される,登録後無効審判制度がある。
- ・ GDP に比すと、日本からの OHIM への出願数は少ない。出願を検討してほしい。 講演資料は<u>こちら</u>。

3. ドイツにおける特許訴訟(Patent Litigation in Germany)

Bernd Allekotte グリュネッカー、キンケルダイ、シュトックマイアー&シュバンホイザー法律特許事務所弁護士

・ 特許侵害訴訟の被告の防衛策として、特許の有効性を争う手法がある。異議又は無効の申立をした場合、侵害手続は自動的に停止する。

- ・ 特許侵害は、請求項文字どおりの侵害、均等論及び寄与的侵害の可能性を審理する。
- 米国で用いられている禁反言理論は、ドイツでは原則適用されない。
- ・ 第三者の特許権をチェックする。また、ドイツの独禁法は厳しいので、独禁法に違 反していないか、権利行使前に確認する必要がある。
- ・ 証拠入手手法としては、海外に同じ侵害品があれば、入手しやすい国で入手すべき。 その証拠をドイツの裁判に用いることは可能。現実において、ドイツでは米国のようなディスカバリー制度はあまり利用されない。
- ・ 知財エンフォースメント指令のドイツでの施行は今年行われると予測。
- ・ デュッセルドルフやマンハイムの裁判所は、特許侵害訴訟に慣れている裁判所。原 告が外国人というものも多く、外国人への偏見はない。
- ・ 訴訟提起から約半年から1年半で判決。控訴審は約1年で判決がなされる。
- ・ コストについては、多くのケースで弁護士等の費用に約35,000 ユーロ。また、勝訴 側は100%コストを回収することが可能となっている。

講演資料はこちら。配布資料はこちら。

(以上)